

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 物流品質・安定供給に関する支援

当社は、災害・繁忙期などにおける供給継続性を確保するため、BCP体制と倉庫間の連携体制を整備するとともに、協力会社とのオペレーション基準共有を進め、物流品質の維持・向上に取り組めます。

b. 中小物流事業者へのDX・業務改善支援

当社が推進するWMS統合や社内業務のデジタル化に関する知見を、取引先や協力物流会社と共有し、同業者の生産性向上や業務改善の支援に貢献します。

c. グリーン物流への取り組み

荷主・協力会社との連携により、共同配送の推進や積載効率の改善を通じて、CO₂排出量の削減および環境負荷の低減を図るグリーン物流に継続的に取り組めます。

d. 人材確保と職場改善に関する連携

物流業界の人材不足に対応するため、協力会社・派遣会社と連携し、適正な労務管理、休憩環境の整備、福利厚生などの共有などを通じ、従業員の定着と働きやすい職場づくりを推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025 年 5 月 28 日

塚本郵便逓送株式会社

企 業 名

代表取締役 塚本 雅彦

役職・氏名（代表権を有する者）